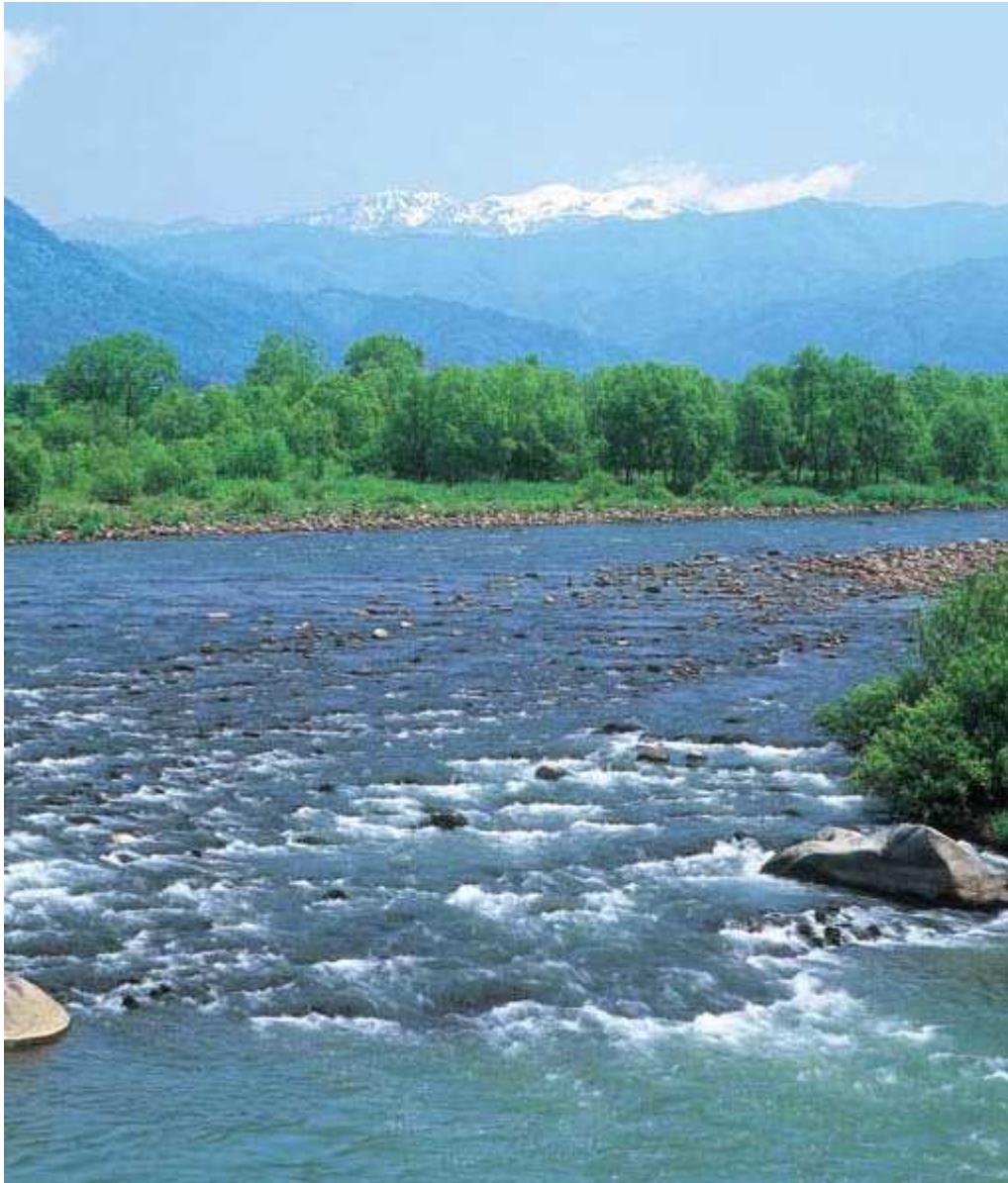


# 福井県の下水道



九頭竜川（勝山市）

**福井県土木部河川課**

**下水道整備・管理グループ**

**（令和3年度版）**

# 目 次

1.	下水道の役割	1
2.	下水道のしくみ	2
3.	下水道の種類	4
4.	下水道事業の状況	6
5.	福井県内の主な下水道事業	9
6.	九頭竜川流域下水道事業	13
7.	下水道計画	15
8.	災害対応力の強化	16
9.	下水道PR活動	20
10.	資料	24
	(1) 県内市町別の汚水処理人口・下水道処理人口普及率(令和2年度末)	24
	(2) 福井県の下水汚泥リサイクル率(令和2年度末)	27
	(3) 福井県内の下水道事業の概要 (公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道)	28
	(4) 福井県における下水道の歴史	30



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」

# 1. 下水道の役割

下水道は、以下の4つの役割によって水環境に大きく貢献しております。

## ①. 生活環境の改善

汚水を速やかに排除することで、悪臭や、蚊・ハエの発生を防ぎます。  
水洗トイレが使えるようになり、衛生的で快適な生活が営めます。

## ②. 雨水の排除（浸水の防除）

雨水を速やかに排除することで、生命や財産を守ります。

## ③. 公共用水域の水質保全

汚水を処理することで、河川や海の水質を保全します。

## ④. 資源の有効利用

汚水の処理によって発生する下水汚泥等の資源・エネルギーを有効利用し、省エネルギー・リサイクル社会の実現をすすめます。



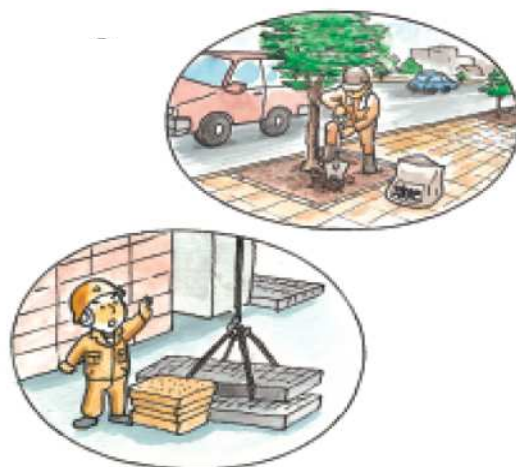
① 生活環境の改善



③ 公共用水域の水質保全



② 雨水の排除（浸水の防除）



④ 資源の有効利用

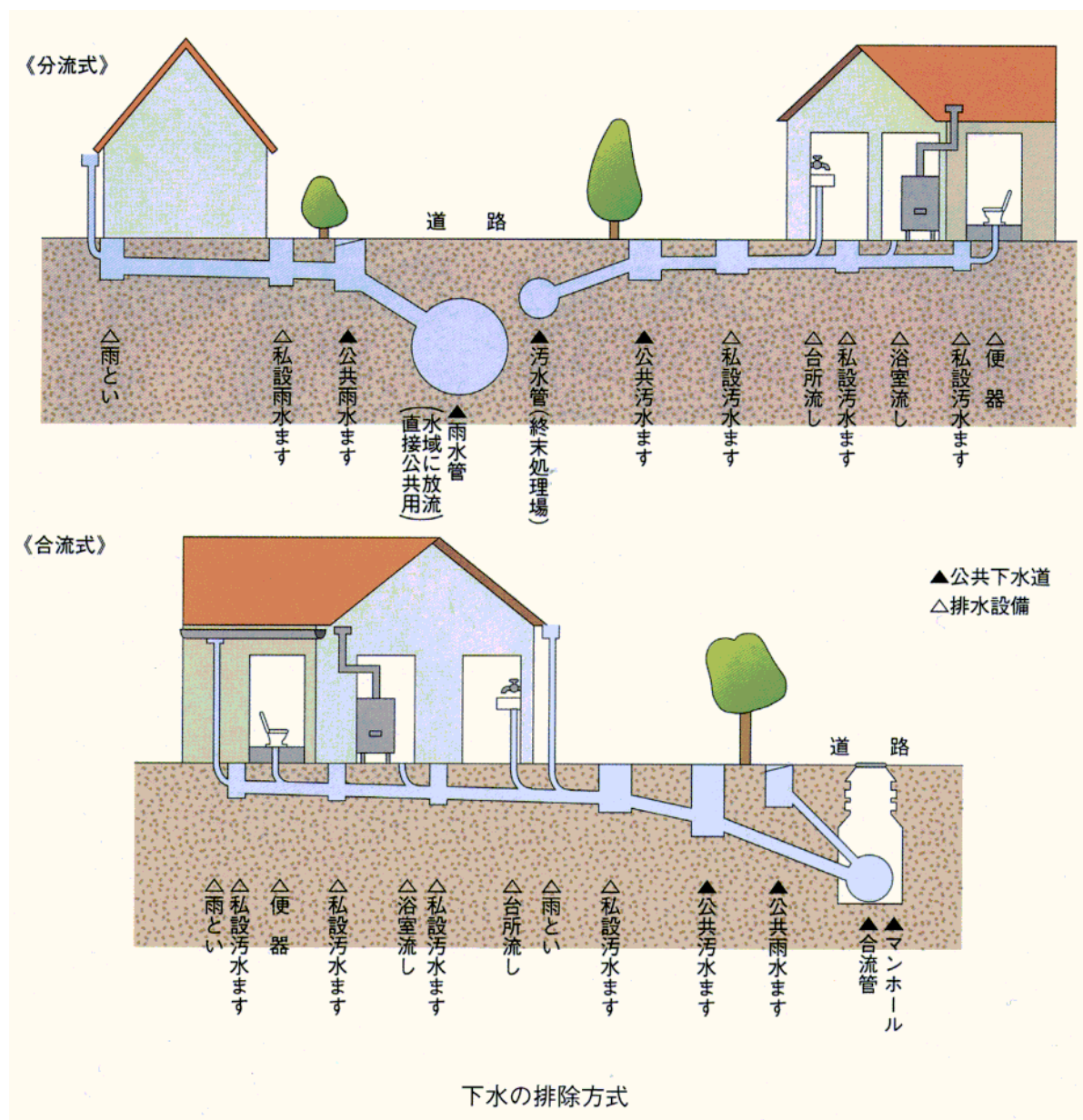


## 2. 下水道のしくみ

下水道施設は、管路施設（管きよ、マンホールなど）ポンプ場、処理場から構成されています。一般家庭、工場、事業所から排水される汚水は、各家庭や工場に設けられている排水設備から汚水まずに流れ込み、汚水管を通じて処理場へ流入し、処理された後、公共用水域に放流されます。

### (1) 管きよ

下水の排除方式は、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式があります。近年の下水道では、公共用水域の水質保全における下水道の役割が重視されるようになり、分流式を採用しており、既存の合流式においては改善事業を実施しました。



## (2) ポンプ場

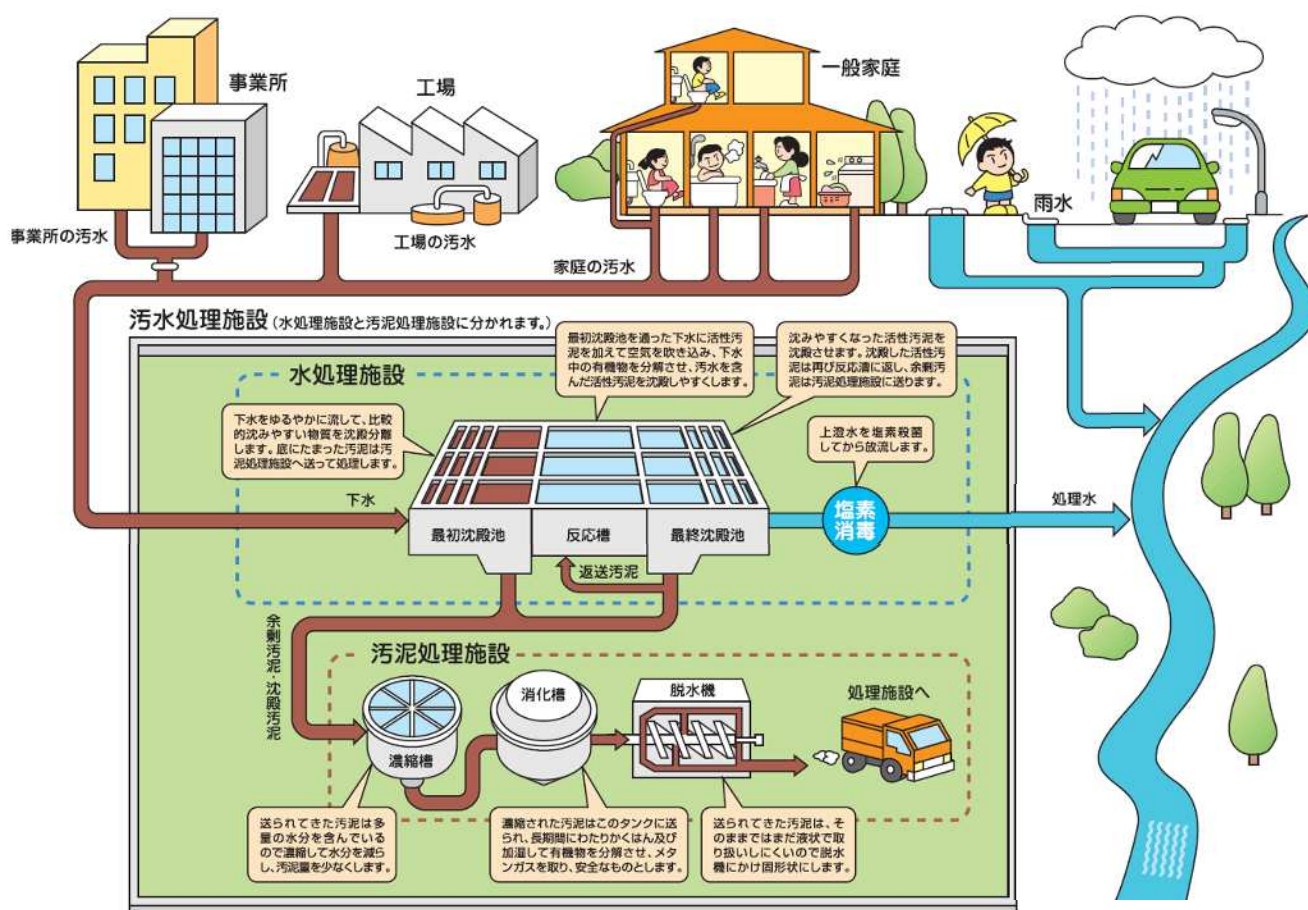
管きよは、原則的に自然流下により下水を集め運搬するよう勾配がつけられているため、一般的に下流になるほど深く埋設されます。

管きよの埋設深さがある程度以上深くなると費用および管理の面から不利になるため、ポンプ場を設置して下水を汲み上げ、管きよの埋設深さを浅くします。

## (3) 終末処理場（浄化センター）

終末（污水）処理場は、水処理施設と汚泥処理施設に分かれており、個々の処理施設の組み合わせとその配列は、それぞれの処理場の置かれている諸状況を考慮して決定しています。

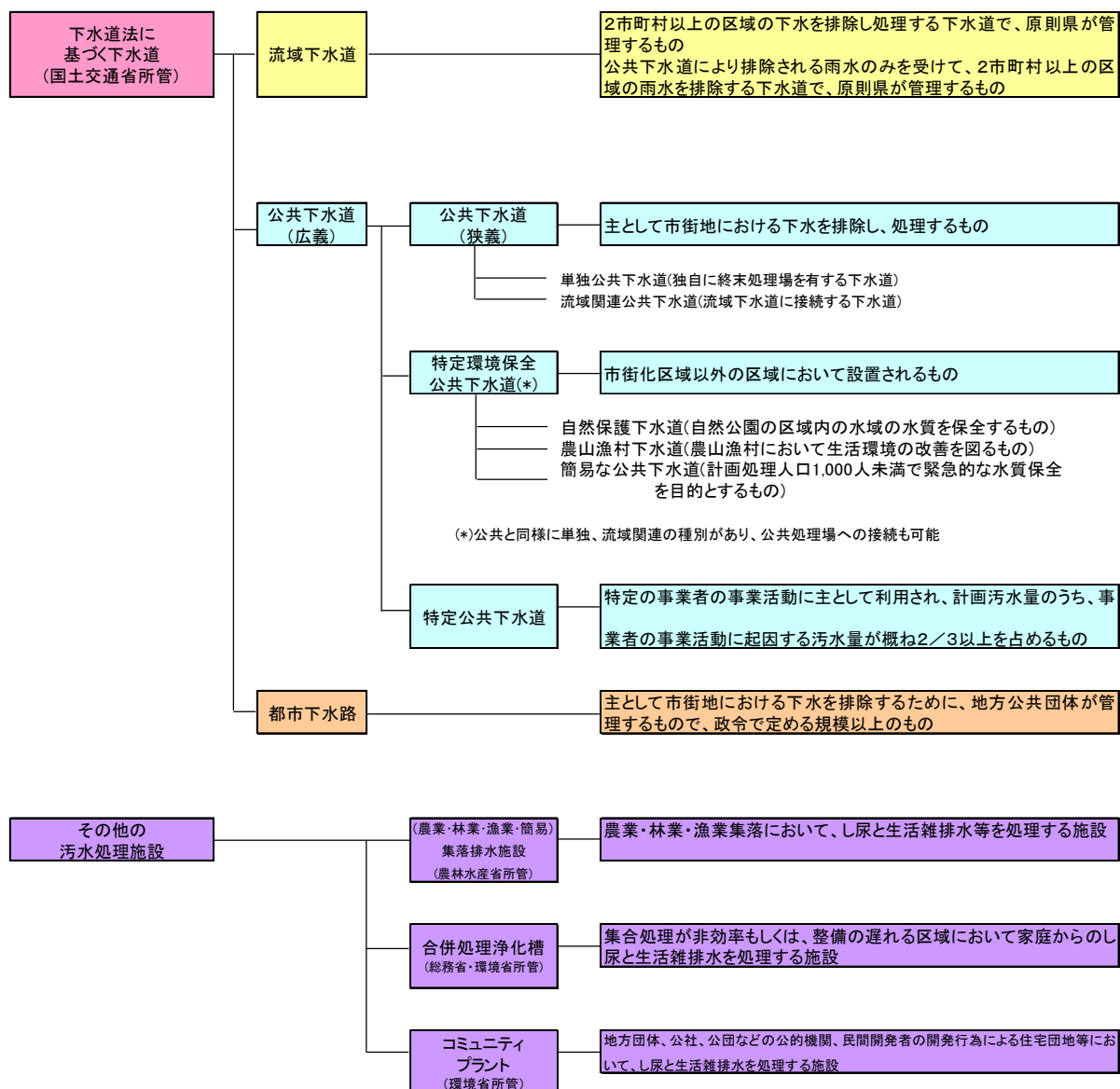
日本の污水処理施設はほとんど生物処理法であり、生物処理法は浮遊生物法と固着生物法（生物膜法）に分けられ、下水処理場の多くは標準活性汚泥法を採用しています。



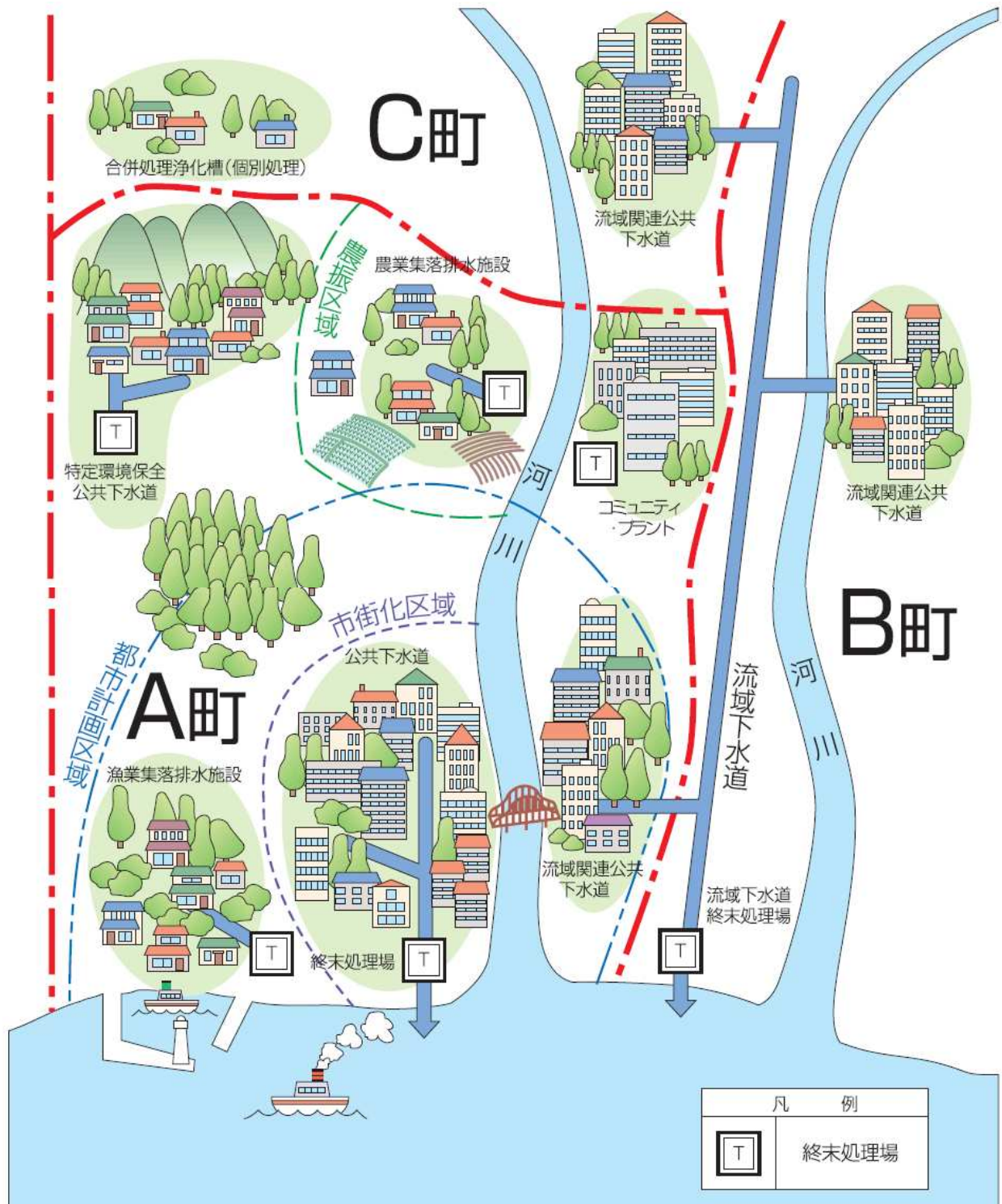
終末処理施設（標準活性汚泥法）

### 3. 下水道の種類

一般に下水道と呼ばれているものは整備対象とする区域ごとに目的や事業規模が異なり、以下のように「下水道法に基づく下水道」と「その他の汚水処理施設」に区分されます。







污水处理施設整備概念図

## 4. 下水道事業の状況

本県の下水道整備は、県内17市町全てで下水道計画を持っており、令和2年度末現在、九頭竜川流域下水道事業（県）のほか、9市4町1事務組合で公共下水道事業（流域下水道関連を含む）、3市6町で特定環境保全公共下水道事業（公共下水道事業関連を含む）を実施しています。

また、9市8町1事務組合全てで供用を開始していますが、令和2年度末の下水道処理人口普及率は81.6%となっており、今後も県と市町との連携を密にして、整備を推進していきます。

### （1）流域下水道

本県では、竹田川流域（九頭竜川支川）における、関係市（福井市の一部、あわら市、坂井市）の広域圏行政の一環として九頭竜川流域下水道事業を計画し、昭和52年（1977年）から事業に着手、昭和57年（1982年）7月に坂井市（旧三国町）で供用を開始しました。その後順次供用を開始し、平成元年（1989年）からは全市で処理を行っています。

また、平成8年度（1996年）からは、汚濁（富栄養化）の進む北潟湖の水質保全を目的とし、北潟湖流域を編入しました。

### （2）公共下水道

本県では、9市4町1事務組合で公共下水道事業（流域関連を含む）を実施しており、すべての市町、事務組合で供用を開始しています。

### （3）特定環境保全公共下水道

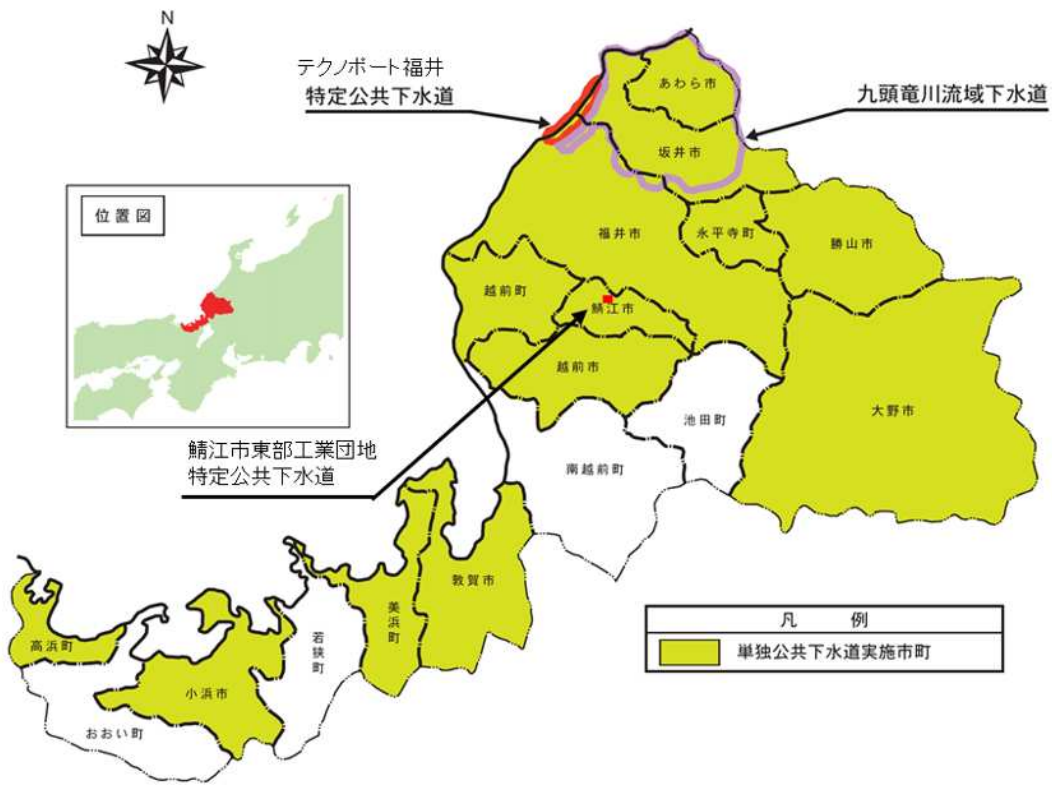
本県では、3市6町で特定環境保全公共下水道事業（公共関連を含む）を実施しており、すべての市町で供用を開始しています。

### （4）特定公共下水道

本県では、福井臨海工業地帯（テクノポート福井）の工場排水処理を目的として、昭和48年（1973年）に福井臨海特定公共下水道を計画し、平成4年（1992年）度より福井県企業庁（現 産業労働部公営企業課）においてテクノポート福井造成事業の一環として事業を行い、平成5年（1993年）12月から供用を開始しています。

また、鯖江市においても昭和49年（1974年）10月から供用を開始しています。





下水道実施状況図

## 市町等の公共下水道整備状況

市町等名	公共下水道		特定環境保全公共下水道		特定公共下水道	備考
	単独	流域関連	単独	公共関連		
福井市	●	●	●			
敦賀市	●					
小浜市	●					
大野市	●					
勝山市	●					
鯖江市	●			●	●	
あわら市		●				
越前市	●			●		
坂井市	● (五領川事務組合含む)	●				
永平寺町	● (五領川事務組合含む)		●			
池田町			●			
南越前町			●			
越前町	●		●	●		
美浜町	●					
高浜町	●					
おおい町			●			
若狭町			●			
五領川公共下水道事務組合	● (坂井市、永平寺町)					
テクノポート福井					● (福井市、坂井市)	
合計	14		9		2	

●供用中

※合計の欄の数値は、市町及び事務組合の数を示す。

## 5. 福井県内の主な下水道事業

### 1) 生活環境の改善・公共用水域の水質保全

#### (1) 未普及対策の推進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、下水道の整備を進めています。

※普及率等の状況は、P24～P26 参照



管布設工事【敦賀市】

#### (2) 老朽化対策の推進

故障によるトラブルを未然に防ぐため、ストックマネジメント計画に基づく、点検・調査、改築を実施しています。

※ストックマネジメント計画（県内全自治体がストックマネジメント計画を策定済み）とは、下水道施設全体の施設管理を最適化することを目標に、今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位をつけたうえで、施設の点検・調査、改築計画を同時に定めたものです。



管更生（掘削せずに下水道を新しくする）工事【福井市】





消化タンク改築工事【九頭竜川流域下水道】

### (3) 地震・災害対策の推進

大規模な地震に備え、ポンプ場・処理場・管路施設の耐震化工事を実施しています。また、下水道BCP（災害時に下水道機能の継続・早期回復を図るための計画）を策定し、被害の最小化を図る「減災対策」に取り組んでいます。



浄化センター耐震工事【五領川公共下水道事務組合】



#### (4) 広域化・共同化の推進

効率的な下水道事業の運営を図るため、汚水処理施設の統廃合（下水道同士だけでなく、農業集落排水等も含む）の推進や、市町の枠を超えた共同化の検討を進めています。

県内すべての自治体で、令和4年度までの広域化・共同化計画策定を目標としています。

#### (5) 水質改善の推進

湖沼・海域等の公共用水域の水質環境基準を達成・維持するため、窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法により、必要な放流水質を確保しています。

本県では、閉鎖性水域の水質保全を図るため敦賀市（敦賀湾の水質保全）と若狭町（旧三方町）（三方五湖の水質保全）と高浜町（若狭湾東部海域の水質保全）において高度処理を実施しています。テクノポート福井（日本海の水質保全）では、工場排水の難分解性COD対策を行っています。

## 2) 雨水の排除（浸水の防除）

### (1) 浸水対策の推進

近年、多発する集中豪雨に対応するため、雨水を排除するポンプ能力の向上や、雨水管きよの整備を推進しています。

また、減災対策として、流域治水の取組みや耐水化対策、内水ハザードマップの作成を推進しています。

【内水ハザードマップを作成公表済の自治体：福井市、小浜市】



完成予想図（イメージ図）



ポンプ場更新工事【福井市 加茂河原】



推進工法（開削しない方法）による雨水管きよ整備工事【福井市】



雨水管きよ（開削）整備工事【敦賀市】

### 3) 資源の有効利用

#### (1) 資源利用の推進

下水汚泥は、肥料やバイオガス（消化ガス）、汚泥燃料等の多様な資源として活用できる「日本産資源」です。福井県内では肥料（コンポスト）やセメント原料、建設資材等としてリサイクルしています。※リサイクル率は、P27 参照

## 6. 九頭竜川流域下水道事業

### 1 概要

九頭竜川流域下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に、福井市の一部（森田地区他）、あわら市および坂井市を処理区域として昭和52年（1977年）度から事業に着手し、昭和57年（1982年）度から一部供用を開始しています。現在は、老朽化が進んだ施設の改築や地震対策を行っています。また、関係市において下水道の整備を進めており、流域下水道としての令和2年（2020年）度末の下水道処理人口普及率は98.3%となっています。

### 2 計画および整備状況

計画目標年次	全体計画	
	令和12年（2030年）	令和2年（2020年）度末
関係市名（供用開始年）	福井市（S62.6） あわら市 旧芦原町（S59.7） 旧金津町（S60.10） 坂井市 旧三国町（S57.7） 旧春江町（S62.4） 旧丸岡町（H1.4） 旧坂井町（H1.4）	同 左
□は処理場所在地		
処理面積	5,464ha	4,621ha
処理人口	124,530人	132,153人
計画汚水量	74,429m <sup>3</sup> /日最大	76,200m <sup>3</sup> /日最大 （現有処理能力）
管渠延長	73.9km	73.9km
中継ポンプ場	6箇所 〔竹田川、兵庫川、片川〕 〔芦原、春江、北湯〕	同 左
接続点数	32箇所	同 左
処理場敷地面積	14ha	同 左
処理方法	標準活性汚泥法	同 左
放流先（環境基準値）	一級河川九頭竜川（B-I）	同 左



九頭竜川浄化センター 主要施設配置図

① 場内ポンプ場	⑥ 汚泥処理棟	⑪ 放流ポンプ棟
② 分配槽	⑦ 汚泥濃縮タンク	⑫ 消化ガス発電機
③ 管理本館	⑧ 汚泥濃縮棟	
④ 水処理棟	⑨ 消化タンク	
⑤ 滅菌・砂ろ過棟	⑩ ガスタンク	





管渠施設（幹線）

①	北部幹線	⑤	金津幹線	⑨	北部圧送幹線
②	南部幹線	⑥	春江幹線	⑩	南部圧送幹線
③	坂井幹線	⑦	丸岡幹線	⑪	北潟幹線
④	芦原幹線	⑧	西部幹線		



## 7. 下水道計画

### 計画・構想の状況

#### 流域別下水道整備総合計画（流総計画）

本県では、県内各所にある水質環境基準を保全もしくは達成するため、嶺北地方における「九頭竜川流総計画」と嶺南地方の「若狭湾流総計画」の2つの流総計画があります。

#### 都道府県構想 ※別途HP参照

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/g-osui/osuisyorigenijiyomitooshi.html>

令和元年7月に、未整備地区における污水处理施設の早期概成や、既整備地区の効果的な改築・運営管理を目指した今後の各市町の污水处理施設整備について取りまとめた「福井県内の污水处理施設整備の現状と見通し2019」を策定しています。

#### 下水汚泥処理計画

本県では、下水道の普及拡大に伴い年々増加する下水汚泥を自然環境への負荷を低減し有効な資源として利活用するため、平成15年3月に「福井県下水汚泥処理総合計画」を策定しています。

## 8. 災害対応力の強化

### 1) 災害時における下水道施設の復旧支援協定を締結

近年の広範囲にわたる災害において、県および市町・組合が自らだけでは対応できない場合に、高い技術力と豊富な災害支援の経験を有する下水道関係協会等から支援を受け、施設の早期復旧を図ることを目的とし、**令和2年6月15日に福井県および17市町・1事務組合が一括で災害支援協定を締結**しました。

《協定名および締結先と支援内容》

#### 「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

- ① 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
- ② 公益社団法人 福井県下水道管路管理業協会

支援内容：下水道管路施設の応急復旧に必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

#### 「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」

- ③ 公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会中部支部
- ④ 一般社団法人 福井県測量設計業協会

支援内容：下水道施設の応急復旧対策検討、災害査定資料作成等

災害時 下水道復旧で協定  
管理業協会 県、17市町などと

下水道管の維持管理会社など全国五百六十二社でつくる日本下水道管路管理業協会と県、十七市町、坂井市と永平寺町でつくる五領川公共下水道事務組合などは十五日、災害時に下水道の早期復旧を図る支援協定を締結した。大雨や台風、地震などで下水道に大規模な被害が出た際、各市町は県内外の業者から応援を受けられる。

協会と都道府県の全市町が一括で協定を結ぶのは全国で六道県目。県庁で調印式があり、大槻英治県土木部長と協会の代表者らが協定書を取り交わした。大槻部長は「災害時に一日も早く衛生面の心配がなくなるようお願いしたい」と述べた。

県内では二〇〇四（平成十六）年の福井豪雨で、福井市の下水道施設に被害があった。昨年は台風19号で長野県など各地で下水道に

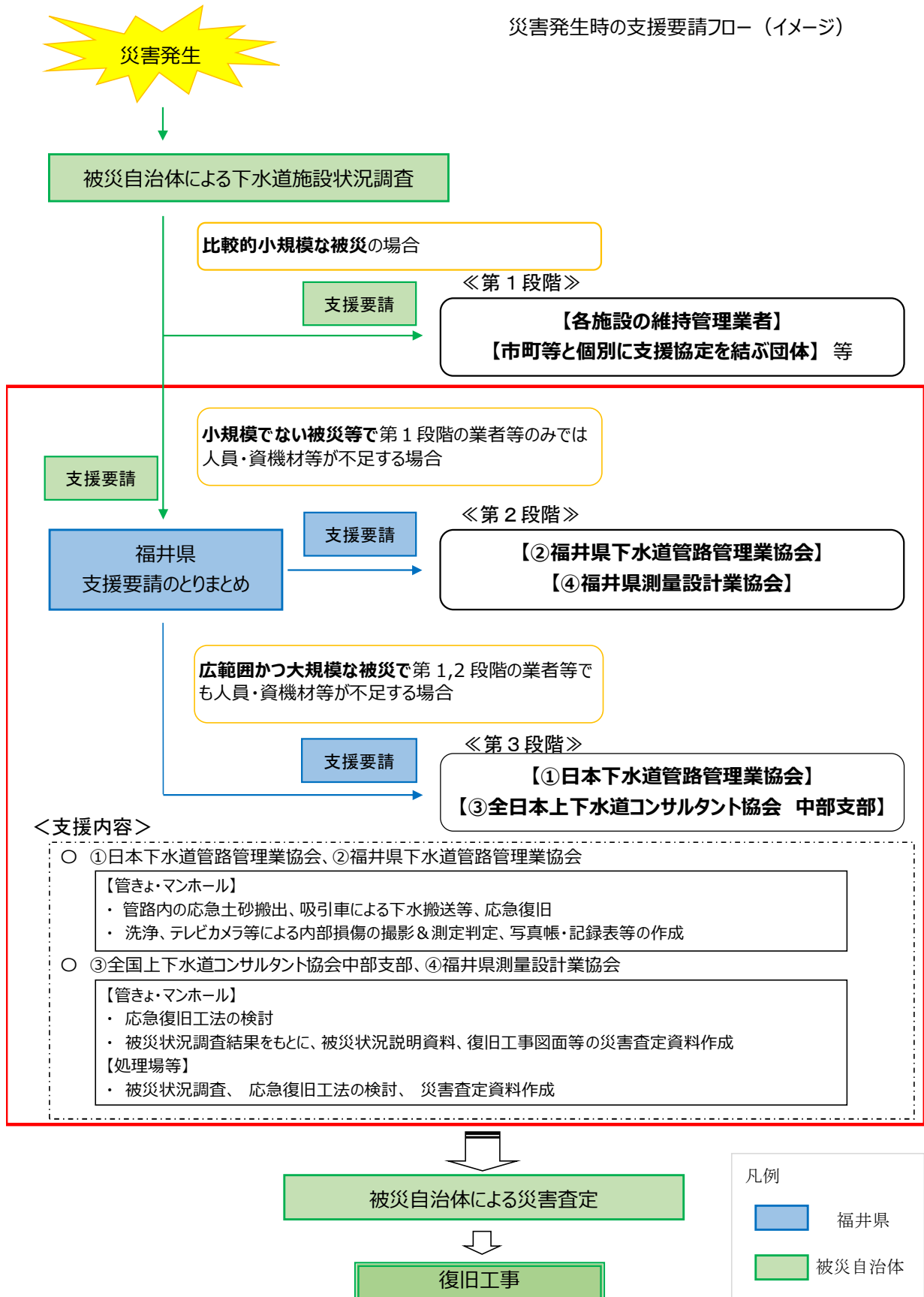
甚大な被害が出た。小規模な被害なら市町と地元の業者などで対応。人員や機材が不足すれば、協定に基づき、県内十五社でつくる県下水道管路管理業協会と、測量会社など四十社でつくる県測量設計業協会に支援を要請する。

さらに大規模な被害の場合は日本下水道管路管理業協会と、三十一社が加盟する全国上下水道コンサルタント協会中部支部に県外からの応援を求める。

（今井智文）

令和2年6月16日（火）  
県民福井 掲載記事

災害発生時の支援要請フロー（イメージ）



## 2) 下水道災害時合同防災訓練の実施

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づく訓練を実施しました。

### (1) 情報連絡訓練 (令和3年11月26日(金) 9:00~12:00)

県内で地震災害が発生し複数の自治体が被災する想定で、県内の他自治体と協定締結団体に支援要請をする情報連絡訓練を実施しました。

### (2) 合同防災訓練 (令和3年11月19日(金) 13:00~16:15)

永平寺町、五領川公共下水道事務組合、福井県下水道管路管理業協会が合同で防災訓練を実施(その他自治体は見学参加)しました。今後は、県内すべての自治体が合同訓練を実施し災害時の対応力強化を図ることを目指しています。

【主な訓練内容は下記の通り】

- ・ 支援要請手順の確認
- ・ 管路・処理場の緊急点検、調査表作成
- ・ 管路洗浄、ミラー点検、カメラ調査
- ・ バキューム車による汚水運搬 など



訓練開始



処理場の緊急点検



ミラー点検



カメラ調査



バキューム車による汚水運搬



## 【昨年度の実施内容】

1 日 時 令和2年11月5日（木）

### 2 内 容

【情報伝達訓練】 8：30～12：00

自治体等（福井県および17市町1事務組合）が、県を通じて日本下水道管路管理業協会と福井県下水道管路管理業協会へ支援要請を行う

【合同防災訓練】 14：00～15：30（場所：福井県九頭竜川浄化センター）

流域下水道関連自治体（福井県、福井市、坂井市、あわら市、（公財）福井県下水道公社）と日本下水道管路管理業協会・福井県下水道管路管理業協会が合同で防災訓練を実施。

内容は下記の通り

- 1) 土のう設置訓練（自治体職員）
- 2) 仮設ポンプデモ演習（災害支援協定締結団体）
- 3) 管路洗浄デモ演習（災害支援協定締結団体）
- 4) 点検ミラー確認訓練（自治体職員）
- 5) カメラ調査デモ演習（災害支援協定締結団体）



1) 土のう製作



2) 仮設ポンプデモ演習



5) カメラ調査デモ演習

## 9. 下水道PR活動

### 9月10日は「下水道の日」

「下水道の日」は、昭和36年、著しく遅れている下水道の全国的な普及を図る必要があることから、このアピールを全国的に展開するため、「全国下水道促進デー」として始まりました。

21世紀のスタートにあたる平成13年、旧下水道法が制定された明治33年から100年を迎え、その記念行事が行われたことなどから、より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。

「下水道の日」が9月10日と定められたのは、下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、立春から数えて220日目にあたり、台風シーズンであるこの日が適当であるとされたことによります。

下水道事業について、県民の理解と協力を得ることを目的に下記のような啓発活動を実施しています。

#### (1) 下水道パネル展

使った水がどうやってきれいになるのか紹介する「下水道のしくみ」、雨が降った時の下水道の役割をアニメ風に紹介する「キャプテン・ゲスイの冒険」、県内の「マンホールカード」のパネルと福井市の“デザインマンホール”を展示しました。

1. 福井県立図書館 エントランス

令和3年8月24日（火）～8月29日（日）

2. 県庁ホール（県庁1階）

令和3年8月31日（火）～9月3日（金）



展示写真1（福井県立図書館）



デザインマンホール写真（福井県立図書館）



展示写真2（県庁ホール）



## (2) 下水道マンホールカードの配布

県内6自治体において、下水道のデザインマンホールをカード化した、マンホールカードを無料配布しています。

(マンホールカード配布自治体：福井市、敦賀市、大野市、勝山市、越前市、高浜町)

### 【福井市】

福井市企業局上下水道経営部 経営管理課 (企業局庁舎 3階)

福井市大手 3-13-1

電話 0776-20-5615

平日の 8:30~17:15 に配布します。

ただし、年末年始はお休みです。



### 【福井市】

福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の南側チケット売り場

電話 0776-41-2330

9:00~16:30 に配布します。ただし、年末年始はお休みです。



### 【勝山市】

長尾山総合公園管理事務所 (勝山恐竜の森内チャマゴンランド)

電話 0779-88-8777

9:00~17:00 に配布します。ただし、年末年始はお休みです。

コロナの影響によっては変更があります。



### 【大野市】

本願清水イトヨの里 福井県大野市糸魚町 8-44

電話 0779-65-5104

9:00~17:00 に配布します。

ただし、月曜日、国民の祝日の翌日、

年末年始はお休みです。



### 【越前市】

越前和紙の里パピルス館 越前市新在家町 8-44

電話 0778-42-1363

9:00~16:00 に配布します。ただし、年末年始はお休みです。



### 【敦賀市】

敦賀鉄道資料館 敦賀市港町 1-25

電話 0770-21-0056

9:00~17:00 に配布します。ただし、水曜日

(祝日の場合は翌平日)、年末年始はお休みです。



### 【高浜町】

高浜町上下水道お客様センター

(高浜町上水道センター2階) 高浜町東三松 34-3-1

電話 0770-72-3611

9:00~17:00 に配布します。



※新型コロナウイルスの影響によって、配布中止をしている場合があります。

最新の情報を確認してください

### 【自治体 HP リンク先 一覧】

福井市：<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/gesui/gesuiproject/mcard.html>

敦賀市：[https://www.city.tsuruga.lg.jp/about\\_city/news\\_from\\_division/suidobu/gesuido/manho-rucard\\_haifu.html](https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/suidobu/gesuido/manho-rucard_haifu.html)

大野市：[https://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/gesui/manhole\\_card.html](https://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/gesui/manhole_card.html)

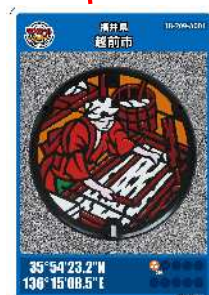
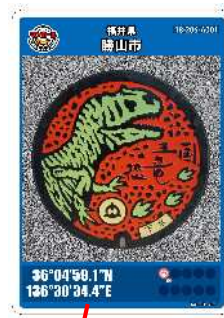
勝山市：<https://www.city.katsuyama.fukui.jp/soshiki/17/324.html>

越前市：<https://www.city.echizen.lg.jp/office/070/080050/manhole.html>

高浜町：<http://www.town.takahama.fukui.jp/page/jyousuidou/index.html>



<マンホールカード配布場所位置図>



## 10. 資料

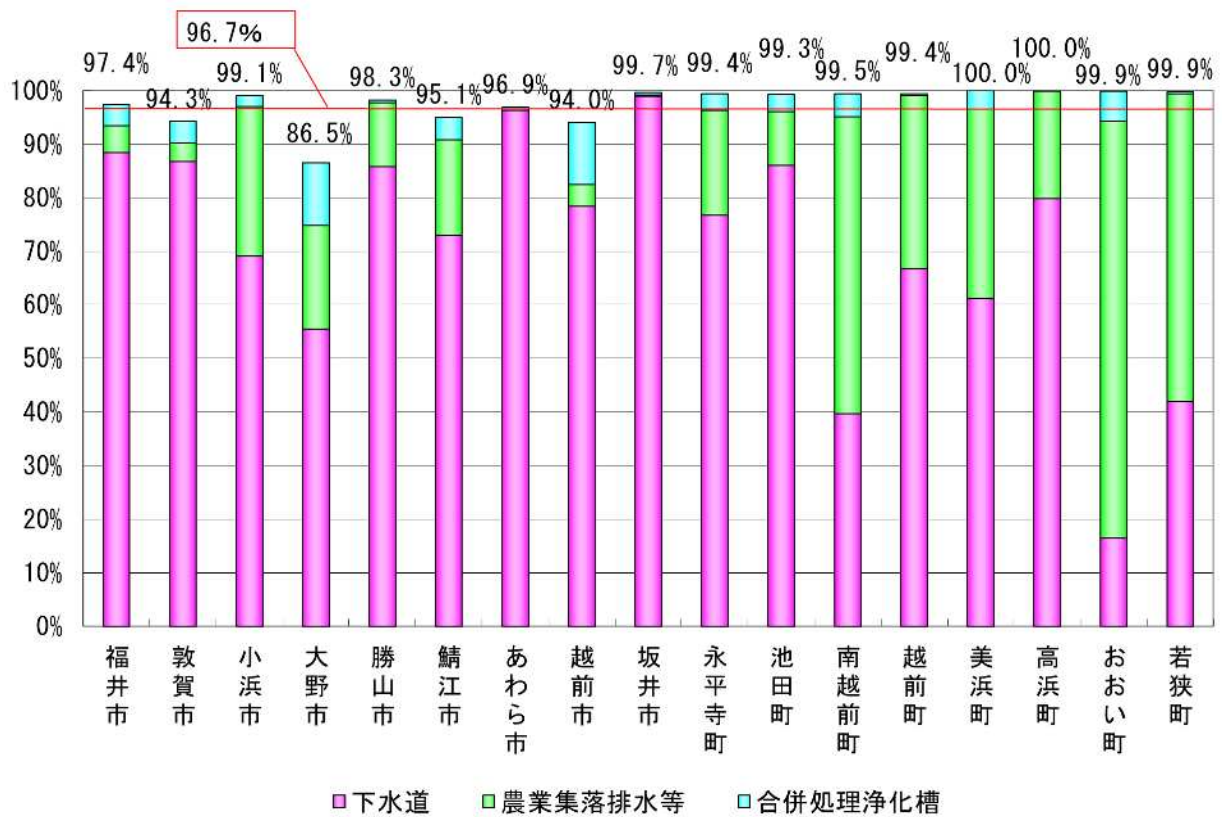
### (1) 県内市町別の汚水処理人口・下水道処理人口普及率（令和2年度末）

汚水処理人口普及率は、行政人口に占める下水道、集落排水、合併処理浄化槽の各汚水処理施設の利用可能な人口の割合を示したものです。

下水道処理人口普及率は、行政人口に占める下水道の利用可能な人口の割合を示したものです。

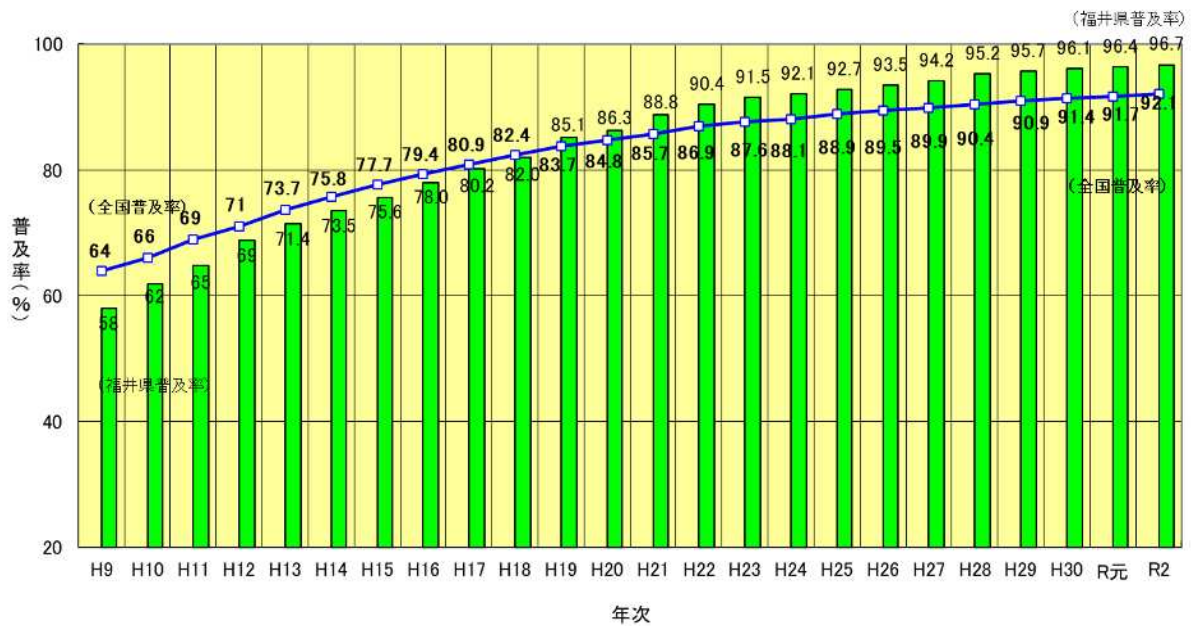
表－1 市町別の汚水処理人口普及率

市町名	総人口 R3.3.31 現在 (人)	汚水処理 施設普及 人口 (人)	汚水処理 人口普及 率 (%)	下水道	下水道	農業集落	農業集落	合併処理	浄化槽
				処理人口 (人)	処理人口 普及率 (%)	排水等 整備人口 (人)	排水等 整備率 (%)	浄化槽等 設置済 人口 (人)	浄化槽 整備率 (%)
福井市	260,322	253,659	97.4%	230,237	88.4%	13,190	5.1%	10,232	3.9%
敦賀市	64,548	60,854	94.3%	55,989	86.7%	2,276	3.5%	2,589	4.0%
小浜市	28,814	28,551	99.1%	19,911	69.1%	8,045	27.9%	595	2.1%
大野市	32,083	27,762	86.5%	17,787	55.4%	6,215	19.4%	3,760	11.7%
勝山市	22,421	22,037	98.3%	19,254	85.9%	2,671	11.9%	112	0.5%
鯖江市	69,353	65,926	95.1%	50,611	73.0%	12,398	17.9%	2,917	4.2%
あわら市	27,512	26,667	96.9%	26,497	96.3%	0	0.0%	170	0.6%
越前市	82,395	77,487	94.0%	64,559	78.4%	3,412	4.1%	9,516	11.5%
坂井市	90,491	90,233	99.7%	89,525	98.9%	293	0.3%	415	0.5%
永平寺町	18,241	18,132	99.4%	14,002	76.8%	3,571	19.6%	559	3.1%
池田町	2,428	2,411	99.3%	2,089	86.0%	244	10.0%	78	3.2%
南越前町	10,207	10,151	99.5%	4,048	39.7%	5,661	55.5%	442	4.3%
越前町	20,862	20,746	99.4%	13,902	66.6%	6,762	32.4%	82	0.4%
美浜町	9,176	9,176	100.0%	5,616	61.2%	3,243	35.3%	317	3.5%
高浜町	10,132	10,130	100.0%	8,092	79.9%	2,037	20.1%	1	0.0%
おおい町	8,143	8,138	99.9%	1,343	16.5%	6,339	77.8%	456	5.6%
若狭町	14,338	14,317	99.9%	6,008	41.9%	8,255	57.6%	54	0.4%
<b>福井県計</b>	<b>771,466</b>	<b>746,377</b>	<b>96.7%</b>	<b>629,470</b>	<b>81.6%</b>	<b>84,612</b>	<b>11.0%</b>	<b>32,295</b>	<b>4.2%</b>

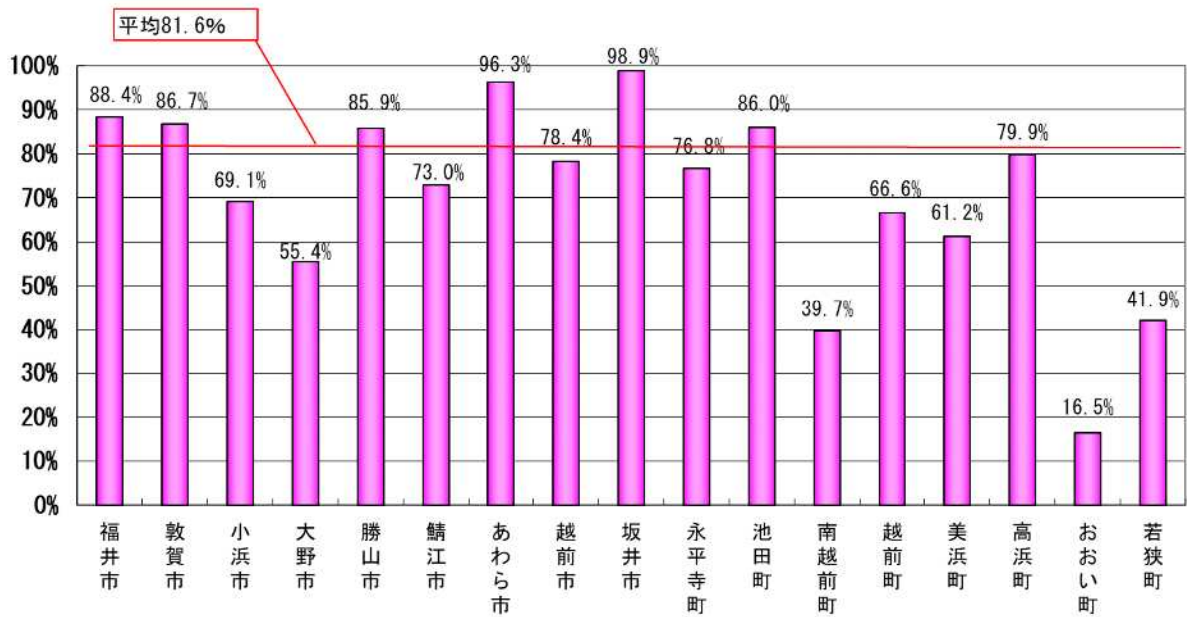


汚水処理人口普及率は、行政人口に占める下水道、集落排水、合併処理浄化槽の各汚水処理施設の利用可能な人口の割合を示したものです。

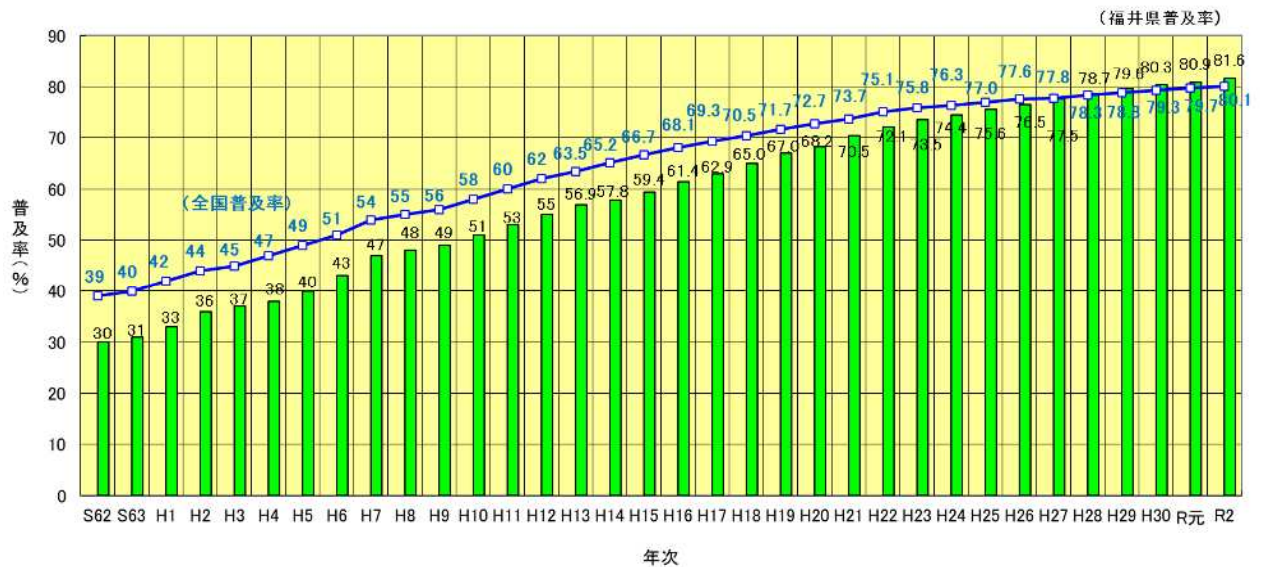
図一 1 県内市町別の汚水処理人口普及率（令和2年度末）



図一 2 汚水処理人口普及率の推移  
（令和2年度末の普及率：全国9位）



図－３ 県内市町別の下水道処理人口普及率（令和２年度末）



図－４ 下水道処理人口普及率の推移  
（令和２年度末の普及率：全国１５位）



## (2) 福井県の下水汚泥リサイクル率（令和2年度末）

本県における各処理場から発生する汚泥の処理状況は、下表に示すとおりです。

表－2 各処理場の下水汚泥リサイクル率（県84.3%）

市 町 名	処 理 場 名	汚 泥 量 処 分 状 況 内 訳								下水汚泥 リサイクル率
		含水率(%)	脱水ケーキ(t)			埋立処分(t)	有効利用(t)			
			全量	埋立処分	有効利用		焼却	セメント原料	コンポスト	
県	九頭竜川浄化センター	78.7%	5,490.8	0.0	5,490.8	0.0	1,702.5	3,788.3	0.0	100.0%
県	テコボト浄化センター	77.9%	1,681.1	95.9	1,585.2	95.9	1,585.2	0.0	0.0	94.3%
福井市	境浄化センター		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	日野川浄化センター	78.8%	10,222.7	1,241.7	8,981.0	1,241.7	4,391.7	4,589.3	0.0	
	鷹巣浄化センター	83.1%	140.3	96.3	44.0	96.3	44.0	0.0	0.0	
	清水東部環境センター	83.2%	199.5	199.5	0.0	199.5	0.0	0.0	0.0	
	清水西部環境センター	83.2%	198.9	198.9	0.0	198.9	0.0	0.0	0.0	
	美山浄化センター	81.1%	22.0	0.0	22.0	0.0	22.0	0.0	0.0	
	羽生浄化センター	80.9%	28.0	0.0	28.0	0.0	28.0	0.0	0.0	
	小 計		10,811.4	1,736.5	9,075.0	1,736.5	4,485.7	4,589.3	0.0	83.9%
敦賀市	天筒浄化センター	75.2%	5,534.7	0.0	5,534.7	0.0	5,409.8	124.9	0.0	100.0%
小浜市	小浜浄化センター	73.5%	1,450.8	0.0	1,450.8	0.0	1,321.4	129.4	0.0	100.0%
大野市	大野市下水処理センター	82.1%	515.8	0.0	515.8	0.0	0.0	0.0	515.8	100.0%
勝山市	勝山浄化センター	81.3%	1,108.0	0.0	1,108.0	0.0	0.0	0.0	1,108.0	100.0%
鯖江市	鯖江環境衛生センター	79.2%	2,862.0	2,862.0	0.0	2,862.0	0.0	0.0	0.0	
	東工汚水処理場	76.5%	260.3	260.3	0.0	260.3	0.0	0.0	0.0	
		26.6%	237.0	0.0	237.0	0.0	237.0	0.0	0.0	
	小 計		3,359.3	3,122.3	237.0	3,122.3	237.0	0.0	0.0	7.1%
越前市	家久浄化センター	79.3%	1,385.5	0.0	1,385.5	0.0	167.2	1,218.3	0.0	
	水循環センター	80.1%	488.7	0.0	488.7	0.0	105.4	383.3	0.0	
	今立浄化センター	81.2%	56.3	0.0	56.3	0.0	0.0	56.3	0.0	
	小 計		1,930.5	0.0	1,930.5	0.0	272.6	1,657.9	0.0	100.0%
永平寺町	中央浄化センター	83.0%	139.4	5.2	134.2	5.2	0.0	134.2	0.0	
	小 計		139.4	5.2	134.2	5.2	0.0	134.2	0.0	96.3%
池田町	池田水処理センター	84.0%	169.2	169.2	0.0	169.2	0.0	0.0	0.0	0.0%
南越前町	南条浄化センター	84.5%	178.3	0.0	178.3	0.0	178.3	0.0	0.0	
	河野浄化センター	85.9%	60.5	0.0	60.5	0.0	60.5	0.0	0.0	
	小 計		238.8	0.0	238.8	0.0	238.8	0.0	0.0	100.0%
越前町	朝日浄化センター	81.7%	279.9	279.9	0.0	279.9	0.0	0.0	0.0	
	宮崎浄化センター	84.3%	4.5	4.5	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	
	織田浄化センター	86.0%	194.9	194.9	0.0	194.9	0.0	0.0	0.0	
	小 計		479.3	479.3	0.0	479.3	0.0	0.0	0.0	0.0%
美浜町	美浜町浄化センター	83.8%	379.2	0.0	379.2	0.0	0.0	0.0	379.2	100.0%
高浜町	高浜町せらぎランド	79.7%	688.6	0.0	688.6	0.0	626.5	62.1	0.0	100.0%
おおい町	名田庄東部浄化センター	85.0%	383.0	0.0	383.0	0.0	0.0	383.0	0.0	100.0%
若狭町	三方浄化センター	85.4%	327.6	0.0	327.6	0.0	0.0	0.0	327.6	
	海越浄化センター		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	三宅浄化センター	86.5%	157.1	0.0	157.1	0.0	157.1	0.0	0.0	
	熊川浄化センター		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	小 計		484.7	0.0	484.7	0.0	157.1	0.0	327.6	100.0%
五箇川公共下水道事務組合	五箇川浄化センター	68.4%	953.4	0.0	953.4	0.0	156.9	796.6	0.0	100.0%
計	平均	78.0%	35,798.0	5,608.4	30,189.6	5,608.4	16,193.5	11,665.5	2,330.6	84.3%

### (3) 福井県内の下水道事業の概要

(公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道)

令和3年12月末現在

自治体名	事業名	処理場名	排除方式	上段		都市計画決定 告示日	都市計画 事業認可 工 期 (年度)	下水道法 事業計画 協議 完了日	全 体 計 画			事 業 計 画		事業計画 処理能力 (日最大 m <sup>3</sup> /日)	現有池数 / 事業計画池数	下水道法 事業計画 工 期 (年度)	事業着手 年度 (事業着手 年月)	
				処理方式	下段 処理開始年				計画人口 人	計画面積 ha	計画処理能 力(日最大 m <sup>3</sup> /日)	計画人口 人	計画面積 ha					現有処理能 力(日最大 m <sup>3</sup> /日)
福井市	公共	境浄化センター	合流	標準活性 S34.4 R2.8.18	R2.3.16			R3.3.29	41,960	852.0	23,800	47,860	852.0	23,800	17ヶ 4/4		S23 (S23.4)	
	公共	日野川浄化 センター	分流	標準活性 S60.10 R2.8.18	R2.3.16	S23-R7		R3.3.29	154,600	4,168.0	101,500	160,500	4,139.0	128,800	17ヶ 20/20	S23-R7	S55 (S55.7)	
	公共	流域下水道関連 (福井第1～3処理分区)	分流	流域 S62.6 R3.3.23	R3.3.16	S58-R7		R3.3.23	20,650	679.0	76,200	19,970	679.0	76,200	九頭竜川浄化 センター	S58-R7	S58 (S58.10)	
	特環	鷹巣浄化センター (鷹巣・国見)	分流	O D H10.4	—	—		R2.4.24	1,580	107.0	1,100	2,390	107.0	2,300	1/1	H4-R6	H4 (H4.11)	
	特環	(フレックス)羽生 浄化センター	分流	POD H14.4.1	—	—		H30.11.14	—	—	—	—	—	—	フレックス	H9-R7	H9 (H9.12)	
	特環	美山 浄化センター	分流	POD H20.6	—	—		R2.4.24	930	62.0	500	1,240	54.0	400	1/2			600 (H15.12)
	公共	清水東部 環境センター	分流	O D S48.8.20 R2.8.18	R2.3.16	S46-H36		H30.11.14	2,610	146.0	1,500	3,430	146.0	3,100	3/3	S46-H36	S46 (S46.4)	
	特環	清水西部 環境センター	分流	O D H6.3.31	—	—		R2.4.24	2,660	96.0	1,800	2,950	96.0	1,970	1/1	S62-R6	S62 (S62.10)	
	計								0			0		160,570				
	敬賀市	公共	天筒 浄化センター	分流	高度処理 S58.7.1 R2.2.14	H14.8.30	S49-R6		R2.2.14	55,860	2,430.0	39,250	49,410	1,618.0	39,250	6/7	S49-R6	S49 (S49.10)
小浜市	公共	小浜 浄化センター	分流	標準活性 H3.3.30 R3.3.23	R3.2.12	S58-R7		R3.3.23	19,600	829.0	11,900	19,200	752.0	11,900	2/2	S58-R7	S58 (S59.2)	
大野市	公共	大野市下水 処理センター	分流	O D H15.4 H30.3.9	H30.3.9	H8-H37		H30.3.9	20,200	917.5	11,000	21,050	902.8	9,000	2/3	H8-H37	H8 (H8.7)	
勝山市	公共	勝山 浄化センター	分流	標準活性 S60.6.1 H30.8.10	H30.11.13	S51-H34		H30.8.10	17,250	945.0	15,500	18,900	945.0	13,000	4/5	S51-H34	S51 (S52.2)	
鯖江市	公共	鯖江市環境 衛生センター	分流	標準活性 S58.6.1 H30.12.18	H25.2.26	S49-H35		H30.11.14	52,600	2,494.0	39,000	53,100	2,090.0	39,000	6/6	S49-H35	S49 (S49.10)	
	特環	公共関連特環	分流	—	—	H16-H35		H30.11.14	—	—	—	—	—	—	鯖江市環境 衛生センターへ	H16-H35	H17	
	特定	東工 汚水処理場	分流	標準活性十 級並み処理 S49.10.3 H25.5.14	H25.2.26	S40-H30		H30.11.14	—	12.0	8,600	—	12.0	8,600	1/1	S40-H35	S40 (S40.4)	
	計								52,600	2,506	47,600	53,100	2,102.0	47,600				
越前市	公共	家久 浄化センター	分流	標準活性 S55.8 R2.4.14	R2.1.31	S45-R5		R2.3.17	32,100	1,160.0	19,200	34,500	1,130.0	19,200	4/4	S45-R5	S45 (S45.4)	
	特環	公共関連特環	分流	家久浄化センター H11.3.31 R2.4.14	—	H8-R5		R2.3.17	6,000	212.0	—	6,200	212.0	—	家久へ	H8-R5	H8	
	公共	水循環 センター	分流	O D H21.9.1 R2.4.14	R2.1.31	H11-R5		R2.3.17	13,000	636.0	6,750	13,000	593.0	4,500	2/3	H11-R5	H12	
	公共	今立 浄化センター	分流	標準好気汚 泥法 H17.3.28 R2.4.14	R2.1.31	H12-R5		R2.3.17	5,300	250.0	2,300	5,900	250.0	2,300	4/4	H12-R5	H12 (H12.5)	
	計								56,400	2,258.0	28,250	59,600	2,185.0	26,000				
あわら市	公共	流域下水道関連 (芦原第1～6処理分区)	分流	流域 S59.7.21 R3.3.23	H8.3.22	S54-R7		R3.3.23	—	671.0	—	—	—	4,442	九頭竜川	S54-R7	S54 (S55.2)	
	公共	流域下水道関連 (倉津第1～4処理分区)	分流	流域 S60.10.1 R3.3.23	S63.6.29 R3.3.23	S56-R7		R3.3.23	—	831.6	—	—	—	10,550	流域 全体計画 (3市)	S56-R7	S56 (S56.6)	
坂井市	公共	流域下水道関連 (三國第1～6処理分区)	分流	流域 S57.7.1 R3.3.23	H15.7.31	S48-R7		R3.3.23	—	931.2	—	—	—	16,848	計画人口	S48-R7	S48 (S48.5)	
	公共	流域下水道関連 (丸岡第1～2処理分区)	分流	流域 H1.1.26 R3.3.23	H1.1.26	S59-R7		R3.3.23	—	1,066.5	—	—	—	21,262	流域のみ	S59-R7	S59 (S59.5)	
	公共	流域下水道関連 (春江第1～6処理分区)	分流	流域 S62.4.20 R3.3.23	H18.1.31	S57-R7		R3.3.23	—	723.4	—	—	—	119,960	流域のみ 計画面積	S57-R7	S57 (S57.5)	
	公共	流域下水道関連 (坂井第1～7処理分区)	分流	流域 H8.3.27 R3.3.23	H8.3.27	S59-R7		R3.3.23	—	561.1	—	—	—	5,458.9	処理能力	S59-R7	S59 (S59.12)	

令和3年12月末現在

自治体名	事業名	処理場名	排除方式	上段 処理方式 下段 処理開始年	都市計画決定	都市計画	下水道法	全体計画			事業計画		事業計画	現有池数 / 事業計画池数	下水道法 事業計画 工期 (年度)	事業着手 年度 (事業着手 年月)
					告示日	事業認可 工期 (年度)	事業計画 協議 完了日	計画人口	計画面積	計画処理能 力(日最大 m3/日)	計画人口	計画面積	処理能力			
					都市計画事業 認可日			人	ha	m3/日	人	ha	(日最大 m3/日)			
五領川 処理区	五領川 公共下水道 組合 (組合施工)	公共 坂井市 五領川	分流	標準活性	H 2. 8.24	S53-R7		1,440 3,210		計画汚水量 1,784	1,440 3,325	159.0	3/3	S53-R7	S53 (S54.2)	
		公共 永平寺町 計		S58. 4.1	R3. 3.23		R3. 3.23	5,240 1,950	143.7	計画汚水量 1,688	5,240 2,055	117.3				1,851 1,759 小計 3,610
	公共 永平寺町	分流	標準活性	H 3.11.26 H 7. 3.31	H 4-H35	R3.3.23	7,800	226.2	計画汚水量 4,501	7,990	214.1	H 4-R7		H 4 (H4.11)		
	五領川浄化センター計									7,973				8,300		
永平寺町	特環	志保 浄化センター												S53-R7	H31.3 統合 S55	
	特環	中央 浄化センター	分流	回転生物接触 S62.4.10	H30.11.14 R3.3.23		R3.3.23	3,890	186.0	2,721	4,690	186.0	3,520			2/2
	計							3,890	186.0	2,721	4,690	186.0	3,520			
美浜町	公共	美浜町 浄化センター	分流	O D H 7. 4.1	H 6. 3. 4 H16.9.7	H 1-H22	H30. 7.30	1,650 5,500		1,240 3,600	1,240 5,790	332.7	4,000 4,000	2/2	H 1-H33 (H2.3)	
池田町	特環	池田水処理 センター	分流	O D H11. 3.31	—	—	H31. 3.26	1,100 2,040		1,100 1,640	1,100 2,135	127.0	1,640 1,640	2/2	H 5-H37 (H5.11)	
南越前町	特環	南条 浄化センター	分流	POD H 5. 3.31	—	—	H30.11.14	3,700	87.0	1,380	3,700	87.0	1,380	2/2	S63-H17 (S63.10)	
	特環	河野 浄化センター	分流	O D H12. 3.31	—	—	H30.11.14	3,850 2,150		3,490 1,840	3,490 2,150	38.6	1,840 1,840	1/1	H 7-H14 (H7.6)	
	計							3,850 5,850		3,490 3,220	3,490 5,850	125.6	3,220 3,220			
越前町	公共	朝日 浄化センター	分流	標準活性 S61. 3.1	H24. 3.22 H29. 3. 7	S53-H33	H29. 3. 7	6,827	432.0	6,000	6,827	429.0	4,500	3/4	S53-H33 (S53.11)	
	特環	公共関連特環	分流	朝日浄化センター H 26. 4. 1	—	—	H29. 3. 7	2,137	92.0	—	804	33.0	—	朝日へ	H 24-H33 H 24	
	公共	織田 浄化センター	分流	O D H 6.10.25	H24. 3.22 H29. 3. 7	H 1-H33	H29. 3. 7	3,632	244.0	3,600	2,810	187.0	2,400	2/3	H 1-H33 (H1.2)	
	特環	公共関連特環	分流	織田浄化センター H 8. 6.28	—	—	H29. 3. 7	1,210	66.0	—	1,102	61.0	—	織田へ	H 6-H33 H 6	
	特環	宮崎 浄化センター	分流	O D H 1. 4.1	H24. 3.22 H29. 3. 7	S59-H33	H29. 3. 7	1,725	58.0	930	1,581	80.0	930	2/2	S59-H33 (S59.12)	
計							15,531	892	10,530	13,124	790	10,530 7,830				
高浜町	公共	高浜町せいらぎ ランド	分流	膜ろ過兼好氧式 H11. 4.1	H25. 3.15 H29. 3. 28	H5-H33	H29. 3. 28	39,200 8,000		39,200 7,600	39,200 8,000	462.0	7,600 5,700	3/4	H5-H33 (H5.9)	
おおい町	特環	名田庄東部 浄化センター	分流	O D H12. 7.1	—	H 5-H33	H29. 3.30	1,800	53.0	980	1,800	53.0	980	2/2	H 5-H33 (H6.2)	
若狭町	特環	三方 浄化センター	分流	凝集材添加OD H12. 3.27	H10.4.21 —	—	H30.10.23	4,200	98.0	2,600	4,200	98.0	2,600	2/2	H5-R3 (H5.12)	
		三宅 浄化センター	分流	POD H11. 4.1	H10.4.21 —	—	H30.10.23	2,510	114.0	1,200	2,510	114.0	1,200	2/2	H5-R3 (H5.12)	
		熊川 浄化センター	分流	POD H 9. 4.1	H10.4.21 —	—	H30.10.23	890	24.0	400	890	24.0	400	1/1	H5-R3 (H5.12)	
	簡易な 公共下水道	海越 浄化センター	分流	膜分離活性 H19. 4.1	H10.4.21 —	—	H30.10.23	270 197		270 230	270 197	7.0	230	1/1	H15-R3 (H15.12)	
	計							7,797	243.0	4,430	7,797	243.0	4,430			
九頭竜川 流域下水道	流域	九頭竜川 浄化センター	分流	標準活性 S57.7.1	H15.12. 5 R3. 3.9	S52-R7	R3.2.5	21,290 124,530		21,290 76,200	21,290 128,150	5,463.9	76,200	8/8	S52-R7 S52	
福井臨海 特定公共下水道	特定	テクノポート福井 浄化センター	分流	膜ろ過兼好氧式 H 5.12.1	R1.11.29 R2.2.10	S48-R7	R2.1.22	—	842.0	27,000	—	776.0	22,000	8/8	S48-R7 (S48.10)	
県 計								80,720 643,848	— 30,561	21,262 713,606	101,240 768,556	— 28,875	667,078 627,533			

#### (4) 福井県における下水道の歴史

本県の下水道事業は、昭和23年（1948年）に初めて福井市において公共下水道事業が始まり、昭和34年（1959年）に供用開始しています。令和3年（2021年）度12月末現在、県内全ての市町で下水道が整備され、供用を開始しています。

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
1948（昭和23年）		・県内で初めて、福井市が公共下水道事業に着手する。〔4月〕
1959（昭和34年）		・福井市が公共下水道事業で境浄化センターを供用開始する。〔4月〕
1970（昭和45年）		・武生市が公共下水道事業に着手する。〔4月〕
1971（昭和46年）		・清水町が公共下水道事業に着手する。〔4月〕
1973（昭和48年）	・福井臨海工業地帯（テクノポート福井）で、特定公共下水道事業に着手する。〔10月〕	・三国町が公共下水道事業に着手する。〔5月〕
1974（昭和49年）		・敦賀市、鯖江市が公共下水道事業に着手する。〔10月〕
1977（昭和52年）		・勝山市が公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1978（昭和53年）	・九頭竜川流域下水道事業に着手する。〔2月〕 （福井市、三国町、芦原町、金津町、丸岡町、春江町、坂井町）	・永平寺町が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔4月〕 ・朝日町が公共下水道事業に着手する。〔11月〕
1979（昭和54年）	・北川・南川流域別下水道整備総合計画について大臣同意を得る。〔5月〕	・五領川公共下水道事務組合（丸岡町、松岡町）が設立され、公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1980（昭和55年）		・芦原町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1981（昭和56年）	・九頭竜川流域別下水道整備総合計画について大臣承認を得る。〔9月〕	・金津町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔6月〕
1982（昭和57年）	・（財）福井県下水道公社が設立される。〔6月〕 ・九頭竜川流域下水道事業で九頭竜川浄化センターが供用開始する。〔7月〕	・春江町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔5月〕
1984（昭和59年）		・小浜市が公共下水道事業に着手する。〔2月〕 ・丸岡町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔5月〕 ・坂井町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔12月〕 ・宮崎村が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔12月〕
1988（昭和63年）		・南条町が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔10月〕
1989（平成元年）		・織田町が公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1990（平成2年）		・美浜町が公共下水道事業に着手する。〔3月〕
1992（平成4年）		・松岡町が公共下水道事業に着手する。〔11月〕



年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
1993 (平成 5年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高浜町が公共下水道事業に着手する。〔9月〕</li> <li>・三方町、上中町が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔12月〕</li> <li>・池田町で、過疎代行下水道事業に着手する。〔11月〕 (～H11まで)</li> </ul>
1994 (平成 6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川流域別下水道整備総合計画 (第1回変更) について大臣承認を得る。〔1月〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名田庄村で、過疎代行下水道事業に着手する。〔2月〕 (～H12まで)</li> </ul>
1995 (平成 7年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河野村で、過疎代行下水道事業に着手する。〔6月〕 (～H12まで)</li> </ul>
1996 (平成 8年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川流域下水道事業に北潟湖流域が編入される。〔8月〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大野市が公共下水道事業に着手する。〔7月〕</li> </ul>
1997 (平成 9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・美山町がフレックスプランで特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔12月〕</li> </ul>
1998 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県下水道整備構想を策定する。〔2月〕</li> <li>・若狭湾流域別下水道整備総合計画について大臣同意を得る。〔10月〕</li> </ul>	
1999 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で初めて高浜町で、高度処理の処理場が供用開始する。〔4月〕</li> </ul> 
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能評価のモデル事業となった移動式脱水汚泥乾燥車 (おおい町：旧名田庄村)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今立町が公共下水道事業に着手する。〔5月〕</li> <li>・汚泥処理施設共同整備事業 (MICS) により、名田庄村が移動式汚泥脱水乾燥車の整備に着手する。〔10月〕</li> </ul>
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定下水道施設共同整備事業 (スクラム) で、美浜町と三方町がゴミとの混焼施設建設に着手する。〔5月〕</li> </ul>
2002 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川流域別下水道整備総合計画 (第2回変更) について大臣承認を得る。〔1月〕</li> <li>・福井県汚水処理施設整備構想を策定する。〔3月〕</li> <li>・福井県下水汚泥処理総合計画を策定する。〔3月〕</li> </ul>	
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川流域関連市町の芦原町、金津町が合併によりあわら市となる。〔3月〕</li> <li>・福井豪雨により、下水道施設に多大な被害が発生する。(福井市、鯖江市等) 〔7月〕</li> </ul>
2005 (平成17年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・南条町、今庄町、河野村が合併により南越前町となる。〔1月〕</li> <li>・朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併により越前町となる。〔2月〕</li> <li>・上中町、三方町が合併により若狭町となる。〔3月〕</li> <li>・武生市、今立町が合併により越前市となる。〔10月〕</li> <li>・大野市、和泉村が合併により大野市となる。〔11月〕</li> </ul>

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
2006（平成18年）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井市、美山町、清水町、越廼村が合併により福井市となる。〔2月〕</li> <li>・松岡町、永平寺町、上志比村が合併により永平寺町となる。〔2月〕</li> <li>・大飯町、名田庄村が合併によりおおい町となる。〔3月〕</li> <li>・三国町、丸岡町、春江町、坂井町が合併により坂井市となる。〔3月〕</li> <li>・福井市下水道総合浸水対策緊急計画について大臣同意を得る。〔8月〕</li> </ul>
2008（平成20年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川流域下水道事業の再評価を実施し、全体計画を11系列から9系列に変更する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井市下水道総合浸水対策（月見・みのり地区）が完成。〔3月〕</li> <li>・鯖江市下水道総合浸水対策緊急計画（東工地区）について大臣同意を得る。〔3月〕</li> <li>・福井市合流改善計画について大臣同意を得る。〔3月〕</li> </ul>
2009（平成21年）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前市水循環センター一部供用〔9月〕</li> <li>・越前市合流改善計画について大臣同意を得る。〔3月〕</li> </ul>
2010（平成22年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新・福井県汚水処理施設整備構想を策定する。〔3月〕</li> </ul>	
2012（平成24年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県下水道公社が財団法人から公益財団法人に移行する。〔4月〕</li> <li>・九頭竜川流域下水道事業において消化ガス発電施設の整備に着手する。〔7月〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥処理施設共同整備事業（MICS）により、福井市が消化ガス発電施設の整備に着手する。〔11月〕</li> </ul>
2013（平成25年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川流域下水道事業において消化ガス発電施設の供用を開始する。〔3月〕</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥処理施設共同整備事業（MICS）により、福井市が消化ガス発電施設の供用を開始する。〔3月〕</li> </ul> 
2014（平成26年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川流域下水道事業において水処理施設第8系列の供用を開始する。〔10月〕</li> </ul>	
2015（平成27年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川流域下水道事業において全体計画を9系列から8系列に変更し、実質的な施設整備が完了する。〔2月〕</li> </ul>	
2019（令和元年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し（2019）を策定する。〔7月〕</li> </ul>	
2020（令和2年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」・「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」を福井県および17市町・1事務組合が一括で締結。〔6月〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井市が個別補助事業（加茂河原ポンプ場大規模雨水処理施設整備事業）に着手する。〔4月〕</li> </ul> 



**地味にすごい、福井**  
**“JIMI NI SUGOI” FUKUI**

---

**福井県土木部河川課**

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL : 0776-21-1111 (内線 3474・下水道整備・管理グループ)

0776-20-0503 (ダイヤルン・下水道整備・管理グループ)

E-mail: gesuidou@pref.fukui.lg.jp

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/>

令和3年12月

---